

平成27年9月
第144号

かごしま市

中小企業のひろば

●編集と発行 鹿児島市経済振興部 〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号
TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303
<http://www.city.kagoshima.lg.jp>
この「かごしま市中小企業のひろば」は、市ホームページでもご覧いただけます。



高校生ステップアップセミナー（7月6日～9日）



障害者技能体験教室（7月3日）



ものづくり職人人材マッチングイベント（7月23日）

目次 CONTENTS

- 2 桜島における火山活動の影響を受けている中小企業のみなさまへ、公正な採用選考
- 3 個別労働関係紛争処理制度、労働に関する無料相談会、労働保険料の納付期限
- 4 障害者雇用支援月間、障害者雇用納付金制度
- 5 市障害者技能向上支援事業、高年齢者雇用安定助成金
- 6 キャリアアップ助成金
- 7 市中小企業融資制度、市四市連携地場企業販路拡大推進事業出展者募集、中退共制度
- 8 市輸出チャレンジ支援事業、免税制度の活用、市企業立地促進補助金
- 9 所得税・法人税の減価償却の割増償却、固定資産税の不均一課税
- 10 市ビジネススキルアップセミナー受講者募集、市情報関連セミナー受講者募集、市ソフトプラザかごしま入居者募集
- 11 技能検定受講者募集、日商簿記検定
- 12 マイナンバー制度、国政調査2015、受動喫煙防止対策助成金

桜島における火山活動の影響を受けている中小企業のみなさまへ

雇用調整助成金について

雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等を行って雇用の維持を図る場合に、休業手当の一部等を助成する制度です。

今回の「桜島噴火警戒警報」に伴う「風評被害」により事業活動が縮小した場合においても利用が可能になります。

なお、ご利用にあたっては、ほかにも要件がありますので、事前にお問い合わせください。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 職業対策課 ☎219-8712

鹿児島市中小企業融資制度

桜島における火山活動の影響を受けている中小企業者を対象に、市でセーフティネット保証4号の認定を行います。認定後、市の融資制度等が利用可能となります。※別途金融機関の審査があります。

経営安定化資金（セーフティネット保証4号）

●売上高等の減少が、桜島火山活動等に起因することが認められるなど、認定の要件を満たす方

◇融資金額 3,000万円以内 ◇融資期間 運転 7年以内（2年据置含）
設備 10年以内（2年据置含）

◇融資利率 年1.90～2.4% ◇保証料率 年0.87%（市が5分の4を補助）

◇連帯保証人 信用保証協会の定めるところによる。

※融資利率は変動する場合があります。

■お問い合わせ■ 市産業支援課 金融係 ☎216-1324又は取扱金融機関へ

公正な採用選考をお願いします

9月16日から新規高等学校卒業予定者の採用選考が始まります。

選考に当たっては応募者の適性と能力のみを基準とした公正な採用選考をお願いします。

なお、次の①～⑪の事項について、応募用紙に記載させたり、面接時において尋ねる・作文を課すなどによって把握することは就職差別につながるおそれがありますので十分ご注意ください。

本人に責任のない事項

①本籍・出生地 ②家族（職業・収入など）③住宅状況 ④生活環境・家庭環境 など

本来自由であるべき事項

⑤宗教 ⑥支持政党 ⑦人生観・生活信条 ⑧尊敬する人物 ⑨思想 ⑩労働組合・学生運動
⑪購読新聞・雑誌・愛読書 など

また、「身元調査」「合理的、客観的に必要性が認められない採用選考時の健康診断」も絶対に行わないでください。

■お問い合わせ■ ハローワークかごしま 事業所第2部門 ☎250-6091

10月は『個別労働関係紛争処理制度に係る周知月間』です！



県労働委員会では、個別労働関係紛争処理制度として「あっせん」を行っています。

「あっせん」は、個々の労働者と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、当事者間で解決を図ることが困難な場合、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

あっせん員は、**県労働委員会の公益委員**（弁護士、大学教授等）、**労働者委員**（労働組合役員等）、**使用者委員**（会社経営者等）の三者で構成され、**公平・中立な立場**であっせんを行います。労働者、事業主のどなたでも利用できますので、まずはお気軽にご相談ください。（無料、秘密厳守）

～県労働委員会委員による「労働に関する無料相談会」の開催～

職場のトラブルで悩んでいませんか？個々の労働者と事業主との間に生じた労働に関するトラブルの解決方法について、県労働委員会委員が相談に応じます。労働者、事業主のどちらからでも、お気軽に御相談ください。

- ・ 10月15日（木） 受付 午前10時30分～午後3時（リナシティかのや（鹿屋市））
- ・ 10月18日（日） 受付 午前10時～午後3時30分
（鹿児島市勤労者交流センター キャンセビル7階）
- ・ 10月27日（火） 受付 午後2時30分～午後4時30分（県庁労働委員会 鹿児島県庁15階）
- 申込み 不要（予約可）。詳しくは、下記までお問い合わせください。
- 相談事例 解雇、雇止め、配置転換、賃下げ、パワハラなど

■お問い合わせ■ 県労働委員会事務局（県庁15階） ☎286-3943 FAX 286-5653

◆◆◆「労働保険料」納付期限のお知らせ◆◆◆

※「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」の総称です。

「労働保険料」は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われます。

「労災保険」は、業務上や通勤途上で被災した労働者に対する労災保険の給付、また、被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災者遺族の援護などの事業も行っています。

「雇用保険」は、失業した労働者の生活の安定を図るための失業給付金や失業予防や再就職促進を図るための各種助成金の支給、また、職業能力開発（職業訓練）などの事業も行っています。労働保険料の納入が滞りますと、必要な給付金の支給に支障を来すことになるため、労働保険料は、**必ず法定期限内に納付していただきます**ようお願いいたします。なお、**納付が遅れますと延滞金が発生します**のでご注意ください。

平成27年度 労働保険料の法定納付期限

納付期限	第2期	第3期
	平成27年11月2日	平成28年2月1日

※ 第2期、第3期の納付書は、各納付期限の概ね10日前に送付いたします。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 労働保険徴収室 ☎223-8276

9月は「障害者雇用支援月間」です 障害のある方の雇用にご理解・ご協力を！

障害のある方の雇用を促進し、職業的な自立を図ることは、障害者の社会参加のために実現しなければならない重要な課題です。県内の民間企業における障害者の実雇用率は2.02%（平成26年6月1日現在）で、法定雇用率2.0%を上回っていますが、対象企業の42.2%が法定雇用率を達成していない状況です。

あなたの事業所にも、障害のある方を共に働く仲間として迎えてみませんか！

◆障害者就職面接会

障害のある方と県内企業を対象とした、就職面接会を開催します。

- ・日時：9月30日（水）13:00～16:00
- ・場所：城山観光ホテル（4階エメラルドホール）

▼お問い合わせ▼

○「支援月間」全体について

・県雇用労政課雇用支援係 ☎286-3028・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部 ☎813-0132

○面接会について

ハローワークかごしま ☎250-6071

「障害者雇用納付金制度」の対象事業主が拡大されます

～平成27年4月から、常時雇用している労働者数が100人を超える事業主が対象になります。～

※障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）

適用対象になると

～平成28年4月から、前年度（平成28年度は平成27年4月から平成28年3月まで）の雇用障害者数をもとに、

- 障害者雇用納付金の申告を行っていただきます。※法定雇用率（2.0%）を達成している場合も申告が必要です。
- 障害者の法定雇用率を下回る場合は、障害者雇用給付金を納付する必要があります。
- 障害者の法定雇用率を上回る場合は、調整金の支給申請ができます。

※年度（27年4月～28年3月）の途中に事業廃止した場合（吸収合併等含む）は、廃止した日から45日以内に申告・申請が必要です。

	～平成27年3月	平成27年4月～平成28年3月	平成28年4月～
適用対象となる事業主の範囲	常時雇用する労働者数が200人を超える事業主	常時雇用する労働者数が100人を超える事業主	申告・納付開始



納付金の申告では…

・申告対象期間（＝申告の前年度）の各月における

- ①常時雇用している労働者数
- ②雇用障害者数
- ③雇用障害者の労働時間数（所定労働時間及び実労働時間）等をご報告いただく必要があります。

調整金（常時雇用している労働者数が300人以下の事業主の場合）の申請では…

- ・上記①②③のほか、雇用障害者の
- ④源泉徴収票等（写）障害者手帳等（写）を添付していただく必要があります。

障害者技能向上支援事業

本市では、障害者の雇用促進につなげるため、特別支援学校の生徒を対象に技能体験教室や職場見学を実施し技能向上の機会を提供するとともに、職業技能を競い合うアビリンピック出場を目指す従業員を雇用している事業主に対し技能習得に要する経費を助成しております。



技能体験教室の様子

本立て作りとアートクラフトタイルモザイクを体験しました！



■お問い合わせ■ 市雇用推進課 ☎216-1325

高齢者雇用安定助成金のご案内

高齢者が意欲と能力がある限り年齢に関わりなく、いきいきと働ける社会を構築していくために、高齢者の活用促進のための環境整備として、次のいずれかの措置を実施した事業主に対し、助成します。

① 新たな事業分野への進出等

- ・ 高齢者が働きやすい事業分野への進出（新分野への進出）
- ・ 既存の職務内容のうち高齢者の就労に向く作業の切り出し（職場または職務の再設計）

② 機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

- ・ 高齢者が就労の機会の拡大が可能となるような機械設備、作業方法、作業環境の改善等

③ 高齢者の就労の機会を拡大するための雇用管理制度の導入・見直し

- ・ 賃金制度・能力評価制度の導入等
- ・ 短時間勤務制度・在宅勤務制度の導入等
- ・ 専門職制度の導入等
- ・ 研修システム・職業能力開発プログラムの開発等

④ 定年の引上げ等

- ・ 定年の引上げ
- ・ 定年の定め廃止
- ・ 希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

【助成額】

上限1,000万円で、上記の措置に要した支給対象経費の2/3（中小企業以外は1/2）の額。ただし、1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者1人につき20万円（建設、製造、医療、保育または介護の分野に係る事業を営む事業主にあつては、1人につき30万円）を上限とします。

■お問い合わせ■ 高齢・障害・求職者雇用支援機構 鹿児島支部 ☎813-0132

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成内容		助成額 ()内は中小企業以外の額
① 正規雇用等 転換コース	有期契約労働者等を ・正規雇用等に転換 または ・直接雇用した場合	①有期→正規：1人当り 50万円 (40万円)★ ②有期→無期：1人当り 20万円 (15万円) ③無期→正規：1人当り 30万円 (25万円)★ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、1人当たり30万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり①10万円、②③5万円加算(中小企業以外も同額)
② 多様な正社員 コース	・勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定 有期契約労働者等を ・多様な正社員に転換または直接雇用等 正規雇用労働者を ・短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れ	①勤務地・職務限定正社員制度規定・適用：1事業所当たり 40万円 (30万円) ②有期・無期→勤務地・職務限定、短時間正社員：1人当り 30万円 (25万円)★ ③正規→短時間正社員、短時間正社員の新規雇入れ：1人当たり 20万円 (15万円) ※派遣労働者を多様な正社員で直接雇用する場合、1人当たり15万円加算(中小企業以外も同額)★ ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、1人当たり10万円加算(中小企業以外も同様)
③ 人材育成 コース	有期契約労働者等に ・一般職業訓練 (Off-JT) ・有期実習型訓練 (「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJT) ・中長期的キャリア形成訓練 (専門的・実践的な教育訓練) (Off-JT) ・育児休業中訓練 (Off-JT) を行った場合	Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1時間当たり 800円 (500円) 経費助成： 一般職業訓練、有期実習型訓練、育児休業中訓練 最大 30万円 (20万円) 中長期的キャリア形成訓練 最大 50万円 (30万円) ※育児休業中訓練は訓練経費助成のみ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり 800円 (700円)
④ 処遇改善 コース	すべてまたは一部の有期契約労働者等の 基本給の賃金テーブルを改定し、 2%以上増額★ させた場合	①すべての賃金テーブル改定：1人当たり 3万円 (2万円)★ ②雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定：1人当たり 1.5万円 (1万円)★ ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)加算(中小企業以外も同額)★
⑤ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする 「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、 4人以上実施 した場合	1事業所当たり 40万円 (30万円)
⑥ 短時間労働者の 週所定労働時間 延長コース	有期契約労働者等の 週所定労働時間を 25時間未満から30時間以上に延長 した場合	1人当たり 10万円 (7.5万円)

◆ ★部分は、平成28年3月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。

◆ すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

鹿児島市中小企業融資制度

鹿児島市では、市内に住所と事業所を有し、6月以上事業を営んでいる個人・法人の中小企業者に対し、経営の安定や企業の振興を図るため、事業資金の融資制度を設けて信用保証料の補助を行っています。

新事業展開支援資金

事業拡大や多角化、販路拡大するために資金が必要な方へ
同一事業を1年以上営んでいる方で次のいずれかに該当する方

- ① 事業転換や多角化をするための資金が必要な方
- ② 市内において新規雇用を伴う事業拡大（店舗、事務所、工場の新設）を行う方（移転、増設等は対象になりません。）
- ③ 鹿児島市新産業創出研究会が実施する「新産業創出研究会部会」に参加する中小企業者の方
- ④ 「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者の方（融資対象期間は入賞年度を含め5年度以内）

◇融資金額 ①1,200万円以内 ②～④3,000万円以内

◇融資期間 運転 7年以内（1年据置含）
設備 10年以内（1年6月据置含）

◇融資利率 年1.90～2.45%

◇保証料率 年0.45～1.90%
（市補助後：①～③年0.15～0.64%、④年0.09～0.38%）

◇連帯保証人 原則として法人代表者以外は不要

融資利率は変動する場合があります。

●そのほかの融資制度

産業振興資金、創業支援資金、経営安定化資金、小規模企業支援資金、短期事業資金、環境配慮促進資金など

●取扱金融機関

鹿児島銀行・南日本銀行
鹿児島信用金庫・鹿児島相互信用金庫・鹿児島興業信用組合
鹿児島県医師信用組合
奄美大島信用金庫・福岡銀行
西日本シティ銀行・肥後銀行
熊本銀行・宮崎銀行
宮崎太陽銀行
商工組合中央金庫

■お問い合わせ■ 市産業支援課 金融係 ☎216-1324 又は上記取扱金融機関へ

四市連携地場企業販路拡大推進事業

「2016食の商談会in東京」出展者募集～首都圏市場への販路拡大のチャンス！

鹿児島市、熊本市、福岡市、北九州市の四市共同で、食品関連の「展示商談会」とバイヤーと出展者とは1対1で商談を行う「個別商談会」を開催します。

- ◆日 時 平成28年1月21日（木） 11:00～17:00
- ◆会 場 ベルサール秋葉原（東京都千代田区外神田三丁目12番8号）
- ◆主 催 四市連携地場企業販路拡大推進事業実行委員会
（鹿児島市・熊本市・福岡市・北九州市）
- ◆募集数 15社 ※応募多数の場合は選定
- ◆対 象 鹿児島市内に主たる事業所を有する食品製造業者
- ◆出展料 無料 ※ただし、担当者の旅費・商品搬送費等の経費は自己負担
- ◆申込期限 平成27年9月25日（金） 17時必着

※申込方法など詳しくは、市ホームページ：<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>をご確認下さい。

■お問い合わせ■ 市産業支援課 ものづくり係 ☎216-1323 FAX 216-1303

「確かな未来」が会社を変える。

中退共
CHU-TAI-KYO
で退職金。

「中退共」は中小企業が加入しやすい
国の退職金制度です。

- ① 国の制度だから**安全・安心**！
さらに掛金の一部を国が助成します。
- ② 社外積立で**ラクラク管理**！
管理や運用の手間がかかりません。
- ③ 掛金は**全額非課税**でオトク！
節税に加え、手数料もかかりません。

- **パートタイマーさん**もご加入いただけます。
- **解散存続厚生年金基金**からの移行先の一つです。

詳しくは
ホームページをご覧ください

中退共 検索

<http://chutaiquo.taisyokukin.go.jp/>

輸出チャレンジ支援事業

市内中小企業者の海外販路拡大を促進するため、日本貿易振興機構等が主催の海外で開催される合同展示会などへの出展に要する経費（出展料、渡航費など）の一部を助成します。

助成額：出展経費の2分の1以内（上限20万円）

■お問い合わせ■
市経済政策課 ☎216-1318

あなたのお店も免税店に!

平成26年10月1日から、食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品が新たに免税販売対象となりました。新たな免税制度を活用し、ビジネスチャンスを上げましょう。

■お問い合わせ■
九州運輸局 観光地域振興課
☎092-472-2920
九州経済産業局 流通・サービス産業課
☎092-482-5455

鹿児島市企業立地促進補助金

製造業

IT

コールセンター

増設、新設をご検討の皆様。企業立地促進補助金を活用しませんか？

市と立地協定を締結し、新規雇用者などの交付要件を満たした企業に対して、補助金を交付いたします。詳しくは、産業創出課へお尋ねください。

【対象業種】

製造業、情報通信関係、デザイン・コンテンツ、研究開発型企业、コールセンターなど

要件	内容
(1) 製造業 ・工業地域等での立地 ① 新規雇用者が11人以上 ② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上 (2) 情報通信関係、デザイン・コンテンツ、研究開発型企业など ① 新規雇用者が6人以上 ② 新規雇用者が30人以上で設備投資額が10億円以上 (3) コールセンター・事務処理センター ① 新規雇用者が30人以上（※中心市街地に立地する場合は11人以上） ※アウトバウンドコールセンターについては、市内に本社がある企業及び市外企業で既に本市にコールセンターを設置しているセンターを対象とします。 (1)～(3)の共通要件 ・事業用の新たな用地を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること ・市との立地協定を締結し協定に定める事項を履行すること	(1) 製造業 ① 限度額 6,000万円 ・新規雇用者×30万円/人(障害者60万円) ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ② 限度額 6億円 ・設備投資額×6% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% (2) 情報通信関係、デザイン・コンテンツ、研究開発型企业など ① 限度額 6,000万円 ・新規雇用者×30万円/人(障害者60万円) ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ② 限度額 3億円 ・設備投資額×6% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% (3) コールセンター・事務処理センター ① 限度額 3億円 ・新規雇用者×30万円/人(障害者60万円) ・設備投資額×2% ・固定資産税・都市計画税・事業所税×50% ・オフィス賃借料×50% ・通信回線使用料×50% ※各補助金の交付期間は3年間（設備投資は初年度のみ） ※新規雇用者への補助については、パート等の場合は10万円（障害者20万円）。また、2年目、3年目については、前年より10人以上増えた場合に限り、増員分を補助。 ※このほか、水源確保のための工事費・研修費・企業内託児所運営費等に対する補助もあり。

桜島・喜入・松元・郡山地域において 事業用の設備投資をお考えの皆様へ

市の桜島・喜入・松元・郡山地域は、半島振興対策実施地域として「鹿児島市産業振興促進計画」により、国から地区指定を受けており、当該地区で、個人又は法人が、設備投資（施設又は設備の新增築や更新）を行い、一定の要件を満たす場合、①所得税又は法人税の減価償却の割増償却（5年以内）、②固定資産税の不均一課税（3年間）が適用されます。

次の要件に該当する方は、**①は税務申告前に、②は着工前**にご相談ください。

【適用の要件など】

対象業種	資本金の規模	要件		①割増償却の償却限度額	②減免の内容（3年間）
		対象	取得価額		
○製造業 ○旅館業	1,000万円以下	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得等	500万円以上	○機械・装置 普通償却限度額の32%	○不均一課税 1年目 1/10 2年目 1/4 3年目 1/2
	1,000万円超 5,000万円以下		1,000万円以上		
	5,000万円超	2,000万円以上	○建物・付属設備、構築物 普通償却限度額の48%		
○農林水産物等販売業	5,000万円以下	機械・装置、建物・付属設備、構築物に係る取得等	500万円以上		
○情報サービス業等（コールセンター含む）	5,000万円超	機械・装置、建物・付属設備、構築物の新增設			

※過疎地域（旧桜島町の区域）においては、製造業、旅館業、コールセンターの業種で設備投資額2,700万円超の場合、固定資産税の課税免除の措置もあります。

【お問い合わせ先】

対象業種	申請窓口	電話番号	対象業種	申請窓口	電話番号
情報サービス業等	産業創出課	216-1314	農林水産物等販売業	桜島農林事務所	293-2349
製造業 （立地協定締結企業）				東桜島農林事務所	221-3369
上記以外製造業	産業支援課	216-1323		喜入農林事務所	345-3761
				松元農林事務所	278-5429
旅館業		216-1322		郡山農林事務所	298-4861

「ビジネススキルアップセミナー」受講者募集！

目的	事業を行う上で必要なスキルの習得を目指します。
対象者	市内の事業者や、市内で創業を予定されている方
開催日時 内容	日時：平成27年9月26日（土）13時30分～17時00分 第1部：セミナー 演題：女性のための起業・経営講座 ～私のOLから起業家までの道のりを通して知る8つのポイント～ 第2部：茶話会
講師	講師：辻 朋子 氏 株式会社スマップス 代表取締役
場所	市役所みなと大通り別館6階
受講料	無料
定員	30名
申込み 問い合わせ	ファックスかEメールで、住所、氏名、電話番号、受講理由を9月24日（木）までに 市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へ 【ソーホーかごしま（☎・FAX 219-1750）】

「情報関連セミナー」受講者募集！

目的	中小企業者等のIT技術の利活用を促進します。
対象者	市内の事業者やIT技術に関心のある方
開催日時 内容	日時：平成27年10月22日（木）14時00分～16時00分 クラウド会計を利用した業務効率化
講師	講師：東 和宏 氏 公認会計士・税理士事務所代表
場所	ソフトプラザかごしま2階会議室
受講料	無料
定員	50名
申込み 問い合わせ	ファックスかEメールで、住所、氏名、電話番号、受講理由を10月19日（月）までに 市インキュベーション・マネージャー(im2-y@sp-kagoshima.com)へ 【ソーホーかごしま（☎・FAX 219-1750）】

ソフトプラザかごしま入居者募集

- ◇応募資格 ソフトウェア業、情報処理サービス業、デザイン業などを営む中小企業者
県内に主たる事業所を有する者で事業開始後10年を経過していないこと など
- ◇入居室 24時間稼動・個別空調方式・ブロードバンド回線設置・フリーアクセスのOAフロア
- ◇募集数 7室（45.15～57.09㎡、使用料67,000～85,000円（別途、清掃等負担金あり））
- ◇申込期間 随時
- ◇申込方法 所定の申込書類を産業創出課に提出
※申込書類は、鹿児島市及びソーホー・ソフトプラザHPに掲載してあります。

■お問い合わせ・お申し込み■

市産業創出課 ☎216-1319 san-sousyutu@city.kagoshima.lg.jp

平成27年度 後期 技能検定受検者募集

特級・1級・2級・3級・単一等級



実施日程

受検申請受付期間	平成27年10月5日(月) から平成27年10月16日(金) まで
試験実施期間	平成27年12月2日(水) から平成28年2月14日(日) まで
合格発表日	平成28年3月11日(金)

※ 受検案内及び受検申請書については、鹿児島県職業能力開発協会にご請求ください。また、県各地域振興局(支庁)の総務企画課及び各公共職業安定所にもあります。

受検資格

受検に際しては、原則として検定職種に関する実務経験が必要です。必要とされる実務経験の年数は以下のとおりですが、職業訓練歴、学歴等により短縮される場合があります。

※詳しくは、鹿児島県職業能力開発協会へお問い合わせください。

特級 1級合格後 5年以上 1級 7年以上 2級 2年以上 3級 0年以上 単一等級 3年以上

検定職種(作業)

特級(25職種)	
検定職種	
鋳造	半導体製品製造
金属熱処理	プリント配線板製造
機械加工	自動販売機調整
放電加工	光学機器製造
金型製作	内燃機関組立て
金属プレス加工	空気圧装置組立て
工場板金	油圧装置調整
めっき	建設機械整備
仕上げ	婦人子供服製造
機械検査	紳士服製造
ダイカスト	プラスチック成形
電子機器組立て	パン製造
電気機器組立て	

1・2級(22職種 24作業)	
検定職種	作業
機械検査	機械検査
電気機器組立て	シーケンス制御
半導体製品製造	集積回路チップ製造
時計修理	集積回路組立て
空気圧装置組立て	時計修理
農業機械整備	空気圧装置組立て
冷凍空調和機器施工	農業機械整備
和裁	冷凍空調和機器施工
パン製造	和服製作
建築大工	パン製造
かわらぶき	大工工事
配管	かわらぶき
厨房設備施工	建築配管
型枠施工	厨房設備施工
鉄筋施工	型枠工事
コンクリート圧送施工	鉄筋組立て
防水施工	コンクリート圧送工事
ガラス施工	防水工事
機械・プラント製図	合成ゴムシート防水工事
電気製図	改質アスファルトシート工法防水工事
	ガラス工事
	機械製図CAD
	配電盤・制御盤製図

検定職種	作業
塗装	鋼橋塗装
義肢・装具製作	装具製作

3級(13職種 13作業)	
検定職種	作業
造園	造園工事
機械加工	普通旋盤
機械検査	機械検査
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	シーケンス制御
時計修理	時計修理
冷凍空調和機器施工	冷凍空調和機器施工
和裁	和服製作
家具製作	家具手加工
建築大工	大工工事
配管	建築配管
機械・プラント製図	機械製図CAD
電気製図	配電盤・制御盤製図

単一等級(1職種 1作業)	
検定職種	作業
樹脂接着剤注入施工	樹脂接着剤注入工事

■お問い合わせ■ 鹿児島県職業能力開発協会 錦江町9-14 ☎226-3240
 県商工労働水産部雇用労政課 鴨池新町10-1 ☎286-3019

第141回日商簿記検定試験のご案内

簿記は、企業の経営活動を記録・計算・整理して、企業の経営成績と財政状態を明らかにする技能です。企業の活動を適切、かつ正確に情報公開するとともに、経営管理能力を身につけるために簿記は必須の知識です。

【試験日】 11月15日(日) 【申込期間】 9月24日(木)～10月16日(金)

【受験料】 1級：7,710円 2級：4,630円 3級：2,570円 4級：1,640円
 ※インターネット申し込みの場合は、ネット受付事務手数料が別途必要です。

【申込方法】 鹿児島商工会議所13階窓口へ受験料をご持参いただくか、鹿児島商工会議所のホームページからお申し込みください。

※窓口受付：平日の8:30～17:00

※インターネット受付：24時間対応 <http://www.kagoshima-cci.or.jp/?p=30>

■申し込み・お問い合わせ■ 鹿児島商工会議所会員サービス部
 東千石町1-38 アイム13階 ☎225-9522
 Email kaiinka@gamma.ocn.ne.jp
 ホームページ <http://www.kagoshima-cci.or.jp/>

マイナンバー制度、はじまります。

○平成27年10月から、国民一人ひとりにマイナンバー（個人番号）を記載した「通知カード」が住民登録のある住所へ郵送されます。また、マイナンバーの通知後に申請すると、身分証明書などに利用できる「個人番号カード」が28年1月以降交付（初回は無料）されます。

○事業者の皆さまも、従業員、アルバイトやパートの方などのマイナンバーを扱うこととなります。詳細については、折込のチラシ（内閣府作成）をご覧ください。

○法人にも平成27年10月から、国税庁より一法人一つの法人番号が通知されます。

○詳しい情報は、下記お問い合わせ先、またはマイナンバーのホームページを参照ください。

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/> または で検索ください。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

■お問い合わせ■ マイナンバーコールセンター ☎0570-20-0178
(全国共通ナビダイヤル) 受付時間：平日9時30分～17時30分



国勢調査 2015

平成27年国勢調査を実施しています

国勢調査は、日本国内に住むすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査です。調査の結果は福祉施策や生活環境整備、災害対策など、日本の未来をつくるために欠かせない様々な施策の計画策定などに利用されます。

住みよいまちづくりのために、ご回答をよろしくお願いいたします。

受動喫煙防止対策助成金をご存じですか？

「労働安全衛生法」の改正により職場の受動喫煙防止対策が事業者の努力義務になりました。

受動喫煙防止対策を行う際には、その費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」をご活用ください。

対象となる事業主

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

業種	常時雇用する労働者数※	資本金※
小売業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

※労働者数が資本金のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。



助成内容

助成対象経費	助成率	上限
喫煙室の設置にかかる工費、設備費、機械装置費など	1/2	200万円

※ご不明な点は、事業所のある都道府県労働局健康安全課（健康課）にご相談ください。

■お問い合わせ■ 鹿児島労働局 健康安全課 ☎223-8279